

Apple Payモバイルペイメント規定(新旧対照表)	
改定後	改定前
赤字部分が改定または追加、削除になった箇所です。	
第2条(用語の定義)	第2条(用語の定義)
(13)「エクスプレスモード機能」とは、指定カードをApple社所定の手続きにより「エクスプレスカード」として登録することにより、エクスプレスモード対応加盟店において、第10条第5項に定める方法で本サービスを利用することができる機能をいいます。	-
(14)「エクスプレスモード対応加盟店」とは、JCB Contactless加盟店のうち、エクスプレスモード機能に対応した交通機関をいいます。	-
第6条(本件モバイル端末・パスコード等の管理)	第6条(本件モバイル端末・パスコード等の管理)
5.前2項にかかわらず、利用者がエクスプレスモード機能を利用することを選択した場合には、第10条第5項に定める方法で本サービスの利用が可能となりますが、利用者が本件モバイル端末の占有を失った場合は、利用者本人の意思に基づかず、第三者によって悪用されるおそれも伴いますので、利用者は、この点も考慮の上、利用者の責任と判断の下、エクスプレスモード機能を利用するか否かを選択するものとします。利用者がエクスプレスモード機能を利用することを選択し、エクスプレスモード対応加盟店において第10条第5項に定める方法で本サービスが利用された場合、利用者本人の利用とみなし、その結果については、利用者本人が責任を負担するものとします。	-
6.利用者は、エクスプレスモード機能を利用することを選択した場合には、前項に記載のエクスプレスモード機能の性質に鑑み、本件モバイル端末の占有を失わないよう善良なる管理者の注意をもって特に厳重に管理するものとします。	-
7.利用者が本サービスを利用する場合、会員規約またはJ/Secure(TM)利用者規定に基づく、暗証番号・パスワードによる本人認証は原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。	5.利用者が本サービスを利用する場合、会員規約またはJ/Secure(TM)利用者規定に基づく、暗証番号・パスワードによる本人認証は原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。
第10条(ショッピング利用)	第10条(ショッピング利用)
5.第3項にかかわらず、利用者は、Apple社所定の手続きを行うことによりエクスプレスモード機能を利用することを選択した場合には、エクスプレスモード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うことなく、また本件モバイル端末のロックを解除することなく、本件モバイル端末をエクスプレスモード対応加盟店に設置された非接触式IC読取機器にかざすだけで、本サービスを利用することができます。	-
6.利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、JCBまたは当社に対して支払いを行うものとします。	5.利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、JCBまたは当社に対して支払いを行うものとします。
7.利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。	6.利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。
第13条(本件モバイル端末の紛失・盗難等による責任の区分)	第13条(本件モバイル端末の紛失、盗難による責任の区分)
1.利用者は、本件モバイル端末の紛失、盗難、もしくは詐欺等の事実(以下「紛失・盗難等」という。)またはそのおそれがあることを知った場合には、直ちに(ただし、直ちに当該措置をとることが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、次の(ア)および(イ)の双方の措置をとるものとします。なお、利用者は、本契約の締結後速やかに、紛失・盗難等または、そのおそれの発生の際に(イ)の措置を実施することができるよう、本件モバイル端末の設定その他の必要な措置を講じるものとします。 (ア)当社またはJCBに対する所定の方法による通知 (イ)Apple社所定の方法による遠隔操作でのApplePayの機能停止措置の実施	1.利用者は、本件モバイル端末の紛失、もしくは盗難の事実またはそのおそれがあること(以下「紛失・盗難等」という。)を知った場合には、直ちに(ただし、直ちに当該措置をとることが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、次の(ア)および(イ)の双方の措置をとるものとします。なお、利用者は本契約の締結後速やかに、紛失・盗難等の発生の際に(イ)の措置を実施することができるよう、本件モバイル端末の設定その他の必要な措置を講じるものとします。 (ア)当社またはJCBに対する所定の方法による通知 (イ)Apple社所定の方法による遠隔操作でのApplePayの機能停止措置の実施
2.本件モバイル端末の紛失・盗難等により、他人に本サービスを利用された場合、その利用代金は本会員の負担とします。	2.本件モバイル端末の紛失または盗難により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は本会員の負担とします。
3.前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の盗難・紛失等に遭った場合、利用者が第1項に基づき同項に定める措置を実施するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失・盗難等届を当社またはJCBに提出したときは、当社は、第1項(ア)に定める通知を受けた本件モバイル端末について、当社またはJCBが当該通知を受けた日の60日前以降に他人が本件モバイル端末を不正に使用したことによる本サービスの利用代金の支払債務を免除します。	3.前項にかかわらず、利用者が第1項に基づき同項に定める措置を実施するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失・盗難等届を当社またはJCBに提出した場合、当社は、利用者に対して、前項に定める利用代金のうち、当社またはJCBが第1項(ア)に定める通知を受けた日の60日前以降の本サービスの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
4.利用者は、前項に基づき支払債務を免除される場合であっても、紛失・盗難等に係る本件モバイル端末の占有を取得した他人またこれを使用した他人が利用者と面識のある者であるときは、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。	-
5.第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用代金は免除されず、利用者は第2項に基づいて、本サービスの利用代金を当社に支払うものとします。	-

Apple Payモバイルペイメント規定(新旧対照表)	
改定後	改定前
赤字部分が改定または追加、削除になった箇所です。	
(1) 利用者が第6条第1項から同条第4項、または同条第6項のいずれかに違反したとき	(1) 利用者が第6条第1項から第4項のいずれかに違反したとき
(2) 利用者の家族、親族(同居の有無を問わない。)、法定代理人、同居人、その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる利用者の関係者(以下「利用者関係者」という。)が本サービスを利用したとき(なおこの場合、利用者の本件モバイル端末や本パスワード等の管理にかかる過失の有無および利用者の本規定への違反の有無を問わないものとします。)	(2) 利用者の家族、親族、同居人等、利用者の関係者が本サービスを利用したとき(これらの関係者が本サービスを利用したことについて、利用者に故意または過失があるか否かを問いません。)
(3) 他人による盗取が想定される状況で、利用者が類似の態様による過失を繰り返す、または紛失・盗難等の被害を繰り返す等、本件モバイル端末の管理に重過失があると認められるとき、その他利用者または利用者関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき	(3) 利用者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき
(4) 利用者が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査(詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限られない。)に協力しなかったとき	(5) 利用者が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社またはJCBの行う被害状況の調査の協力を拒んだとき
(5) 本条第13項(ア)に定める通知、本条第3項に定める警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき	(4) 紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき
(6) 本サービスの利用の際、本パスワードまたは第6条第4項に定める生体認証機能が使用されたとき(ただし、本パスワードの管理について利用者に故意または過失がない場合を除く。)	(6) 本サービスの利用の際、本パスワードまたは第6条第4項に定める生体認証機能が使用されたとき(ただし、本パスワードの管理について利用者に故意または過失がない場合を除く。)
(7) エクスプレスモード対応加盟店においてエクスプレスモードを用いて本サービスが利用されたとき(なおこの場合、利用者の本件モバイル端末の管理にかかる過失の有無および利用者の本規定への違反の有無を問わないものとします。)	-
(8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき	(7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき
(9) その他本規定または会員規約等に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき	(8) その他本規定または会員規約等に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき
6. 両社は、社会の状況、モバイル端末、IT技術、ITサービス等の環境の変化、両社の営業上の理由その他の事情により、前三項に定める紛失、盗難時における利用者の債務の免除に関する制度を改定する場合があります。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、第20条に定める方法で改定につき周知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。当該改定の効力が生じる日以降に本件モバイル端末の紛失・盗難等があった場合には、改定後の制度が利用者に適用されるものとします。	4. 両社は、社会の状況、モバイル端末、IT技術、ITサービス等の環境の変化、両社の営業上の理由その他の事情により、前項に定める紛失、盗難時における利用者の債務の免除に関する制度を改定する場合があります。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、第20条に定める方法で改定につき周知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。当該改定の効力が生じる日以降に本件モバイル端末の紛失・盗難等があった場合には、改定後の制度が利用者に適用されるものとします。